

## 仕様書

川中公民館電子複写機賃貸借の仕様については、次のとおりとする。

### 1 設置する場所及び台数

別紙 2 複写機仕様書（モノクロ） のとおり

### 2 機器の仕様等

別紙 2 複写機仕様書（モノクロ） のとおり

### 3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(2) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(3) 納入期限 令和 8 年 4 月 1 日まで

(4) 契約金額 1 枚当たりの単価とする。（消費税及び地方消費税を含まない。）

(5) 賃貸借料金

月（この場合、月とは暦月の初日から同月末日までの 1 月間をいう。以下同じ。）を単位として計算し、契約額に、当該月の複写枚数から賃貸人の保守に係る複写枚数を控除して得た枚数を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

賃貸借料金には、当初における搬入、設置・設定及び賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用、用紙を除く消耗品の供給、保守の料金並びに故障時の修理費用を含む。

### 4 保守条件

(1) 別紙 2 複写機仕様書（モノクロ）に掲載する能力が常時正常な状態で稼働できるよう定期的に技術員を派遣して点検及び調整を行う。また印刷に汚れが生じる場合や、円滑に動かなくなる等の支障が生じた場合には、速やかに技術員を派遣して正常な状態に回復させること。また、点検、調整及び修理結果については、賃借人に結果報告を行うこと。

(2) 複写機に必要な一般部品及び消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給するものとする。

(3) 賃借人の要請に応じ、機器の操作指導等を行うこと。

### 5 契約の方法

地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約

## 別紙 1

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

### 6 下関市暴力団排除条例による措置

別記 1 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

### 7 その他

- (1) 検品については、納入時に納入場所にて公民館職員が行う。
- (2) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には別途協議の上、決定するものとする。